

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	包括的かつ一元的な食品表示制度の創設	
担当部局	食品表示課 電話番号: 03-3507-9222	
評価実施時期	平成25年3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(規制の目的・必要性)          食品一般を対象として、その内容に関する情報を提供させている法律には、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)、健康増進法(平成14年法律第103号)があり、それぞれの法律の目的に則して表示の基準が定められている。そのため、現行の食品表示制度は、複雑で分かりにくいものとなっており、食品表示関係法令が定める表示の基準を整合的なものとするのが求められてきた。</p> <p>今般、食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合し、内閣総理大臣による基準の策定、その基準の遵守、基準に違反した者に対する是正措置その他食品の表示に関し包括的かつ一元的な制度を創設することとしたものである。</p> <p>また、栄養表示については、生活習慣病の増加や食生活の多様化が進む中、健康的な食生活を営むための基礎として、中長期的な期間で栄養を管理するための目安として重要な役割を果たすことが期待されるものである。そのため、健康で栄養バランスのとれた食生活を営むことの重要性を消費者自らが意識し、栄養表示を商品選択に役立てられるようにするためには、幅広い食品に表示を付すことが重要であることから、当該表示を義務化することが必要である。</p> <p>さらに、違反した事業者に対する表示是正のための措置として、是正措置を定めるとともに、調査の効率化や適正な表示制度の運用に資するため、調査権限の強化を行う必要がある。</p> <p>(規制の内容)</p> <p>①食品の表示に関する基準の策定及びその基準の遵守義務          内閣総理大臣は、食品の表示に関する基準(以下「基準」という。)を定めることができることとし、具体的には、食品の区分ごとに名称や保存方法、原材料、栄養成分等のうち必要と認められる表示事項及び遵守事項を義務付けるための枠組みを定める。また、これとともに、その策定に関し必要な手続(関係行政機関の長との事前協議、関係行政機関の長による基準の策定の要請、消費者委員会の意見聴取等)を定める。</p> <p>②基準違反に対する是正措置          内閣総理大臣等は、基準に従わない者に対しこれを是正するための指示をし、指示に従わない者に対し必要な措置をとるべきことを命じることができることとする。また、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある基準違反については、回収等を命じることができることとする。</p> <p>③立入検査等の調査権限の整備          内閣総理大臣等は、事業者に対し報告徴収、物件提出命令、立入検査、質問調査及び収去を行うことができることとする。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容   食品表示法</p>	
想定される代替案	<p>本制度の創設は、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合し、内閣総理大臣による基準の策定、その基準の遵守基準に違反した者に対する是正措置その他食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を構築することを目的としていることから、代替案は想定されない。</p>	

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	包括的かつ一元的な食品表示制度の創設
規制の費用	費用の要素
(遵守費用)	<p>①食品の表示に関する基準の策定及びその基準の遵守義務          一元的な表示制度が構築されることによる、追加的な費用は特段生じないものと考えている。          一方、新たな基準が策定されることにより、既存商品のラベルの切り替え等の遵守費用が発生することが考えられる。特に栄養表示は現行法令では任意表示事項であるため、当該表示を行っていない事業者にとっては、栄養成分の分析費用やラベルの切り替えなど、新たな遵守費用が発生することとなる。          しかしながら、栄養表示に関しては、①大手スーパーで販売されている加工食品の約8割にすでに栄養表示が付されていること(※)、②例えば、消費者全体にとって栄養の供給源としての寄与が小さいと考えられる加工食品や、表示の義務化が過度な負担になるような零細事業者については、適用除外とすることを検討することとしていること、③現行の許容範囲にとられない「計算値方式」の導入など、事業者にとって実行性を確保できるような措置を講ずることなどから、追加的な費用は特段生じないものと考えている。          ※ 平成22年消費者庁調べ          調査対象: 関東地域の大手スーパー3店舗          調査方法: 食品の買い上げ調査、無作為抽出633品</p> <p>②基準違反に対する是正措置          指示・命令に係る措置をとる場合は、その費用(ラベルの切り替え等)が発生する。          また、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある表示基準違反については、回収命令に応じるための費用(周知のための広告費用、郵送費、その他人的費用等)が生じる。          なお、適正な表示を行う健全な事業者にとっては、特段の費用は生じない。</p> <p>③立入検査等の調査権限の整備          事業者は立入検査等に応じることによる一定の費用が想定されるものの、その費用(報告に必要な紙代等)は僅少なものと考えられる。          なお、適正な表示を行う健全な事業者にとっては、特段の費用は生じない。</p>
(行政費用)	<p>①食品の表示に関する基準の策定及びその基準の遵守義務          基準の策定等に当たっては、特段の費用は生じないものと考えている。</p> <p>②基準違反に対する是正措置          現行のJAS法、食品衛生法等においても、消費者庁、農林水産省及び都道府県等における監視・指導体制が整備されており、既存の規制と一連の体系をなすものであることから、特段新たな費用は生じないものと考えている。          一方、基準違反で回収命令を行うに当たり、指示のための調査に加え、指示違反に対する命令の際に、回収等命令を合わせて行うかどうかの判断のための調査が必要であり、その費用が発生するが、既存の規制と一連の体系をなすものであることから、特段新たな費用は生じないものと考えている。</p> <p>③立入検査等の調査権限の整備          行政機関において、立入検査や報告徴収等の業務が発生するが、既存の体制で対応できる程度と考えられるため、特段新たな費用は発生しないものと考えている。</p>
(その他の社会的費用)	特に想定されるものはない。

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	包括的かつ一元的な食品表示制度の創設
規制の便益	<p style="text-align: center;"><b>便益の要素</b></p> <p>①食品の表示に関する基準の策定及びその基準の遵守義務          3法を統合した包括的かつ一元的な食品表示制度を構築することにより、用語や定義の統一等が図られるなど、消費者及び事業者双方に分かりやすい制度となり、かつ、事業者にとって、表示基準を遵守するための運用コストの軽減が図られると考えられる。          また、栄養表示の義務化により、栄養成分に関する情報が確実に提供されるようになり、より多くの消費者がその情報を基に日々の栄養・食生活の管理し得る環境が促進されることによる健康増進への寄与を含め、消費者の自主的かつ合理的な選択に資すると考えられる。</p> <p>②基準違反に対する是正措置          表示事項の違反があった場合、事業者に対する指示・命令の是正措置を明文化することにより、行政の権限が明らかとなり、違反した事業者に対する表示是正のための管理がより適切になされるようになり、消費者にとって適正な表示がなされるようになると考えられる。          また、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある事案において、回収命令等を規定する場合、対象食品の回収の確実性は確段に高まると考えられる。</p> <p>③立入検査等の調査権限の整備          違反のおそれのある表示があった際の事業者に対する報告徴収等について、質問調査や物件提出命令など、必要限度における新たな権限を行政に付与することにより、調査の効率化が図られ、適正な表示制度の運用に資すると考えられる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>規制の便益に関しては、現行3法を統合した包括的かつ一元的な食品表示制度が創設されることにより、整合的な基準が定められ、定義や用語の統一が図られることなどから、消費者及び事業者双方に適った表示制度が構築されることとなると考えられる。また、栄養表示の義務化により、消費者が日々の栄養・食生活の管理に活用し得る環境が促進されることとなるほか、是正措置の整備により、適正な表示制度の運用が図られ、消費者の保護の充実が図られることとなると考えられる。さらに、調査権限について、質問調査や物件提出命令など、必要限度における新たな権限を行政に付与し、また、指示・命令の是正措置を明文化して行政権限を明らかにすることにより、制度の適正な運用が可能となり、その結果として、違反した業者に対する表示是正のための管理がより適切になされるようになると考えられる。</p> <p>他方、規制の費用に関しては、包括的かつ一元的な食品表示制度が創設されることにより、複数の根拠規定を参照する時間と労力の省力化が図られ、事業者の遵守コストも低くなることが予想される(栄養表示の義務化に伴い一定の費用が発生するものの、既に8割の食品に表示がなされている状況にあり、さらに栄養の供給源への寄与が小さい食品の除外や零細事業者に対する措置の検討など、費用面に対し十分に考慮している。)。また、是正措置やその前段階の調査において、事業者には一定の費用が生じるものの、いずれも適正な表示を行う健全な事業者であれば、発生することのない費用である。</p> <p>以上より、本規制については、「規制の便益」が「規制の必要」を上回るものであると考えられる。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>消費者庁においては、有識者等の委員から構成される「食品表示一元化検討会」(座長:池戸重信宮城大学特任教授)を立ち上げ、報告書を取りまとめ、当該報告書において「消費者庁は、食品衛生法、JAS法、健康増進法のうち、食品表示制度に関する規定を抜き出して、食品一般を対象として、食品の安全性その他の消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な事項の表示を義務付けることを内容とする新法の立案作業に着手し、成案を得た後、速やかに法案を国会に提出することが適当である。」とされている。</p>
レビューを行う時期又は条件	<p>食品表示法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
備考	<p>特になし。</p>